

NVOCCクラブ

東京海上日動とセミナー

荷主・運送人責任明確化を

自然災害時 FOB貨物損傷で注意喚起



国際物流の関係者約140人が参加

東京海上日動火災保険と保険代理店のインターリンク、中小NVOCC（海上利用運送）事業者を支援するNPO法人、外航利用運送事業者倶楽部（NVOCCクラブ、田雑正信理事長）は16日、東京都内で自然災害時を中心に運送人の責任範囲を解説するセミナーを開いた。9月に上陸した台風21号により、コンテナヤード（CY）に保管されていたFOB（本船渡し）貨物の損傷を巡る課題が改めて浮き彫りになっている。セミナーでは、荷主と運送人は責任範囲を明確にする必要があることが強調された。

セミナーにはフォワーダー関係者を中心に約140人が出席。まず、東京海上日動総合営業第二部 商社・ロジスティクス第一室の担当者が登壇し、自然災害時の貨物保

天災で受けた損害についてはフォワーダーや運送業者は免責とされている。

台風21号の被害に関しては、東京海上日動に多くの相談が寄せられたという。阪神港で船積み前のFOB貨物がタメージを受けたが、輸出者の工場などから船積みまでの間が無保険のケースがあった。この場合、フォワーダーなどからの賠償も受けられない。

荷主とフォワーダーはこうしたリスクを意識し、自社のリスクと責任を明確化した上で、対応策を検討する必要がある。東京海上日動は、荷主とフォワーダーの間でFOB取引の無保険部分での運送保険の付保を検討するよう呼び掛けたほか、CIF（運賃・保険料込み）などへの貿易条件の変更などを提案した。ただし、運送保険では陸上にある貨物が地震や噴火などで損害を受けた場

合、補償対象外になる。

続いて、海事弁護士として著名な岡部・山口法律事務所（山口修司弁護士）が登壇し、過去の判例を基にBL（船荷証券）における荷主と運送人の責任範囲、新たな事故判例などを詳細に解説した。

山口弁護士によると、国際海上物品運送法では、海上で発生した地震、津波、噴火に関しては運送人は免責になる場

合もある。BL約款では、運送人が避けられない原因または事象で、運送人が注意を尽くしたとしても回避できない結果は免責と規定。台風21号による貨物の損傷には同規定が適用されるが、ど

れだけの注意義務を尽くしたかが適用のポイントになる。標準自動車貨物運送約款の免責規定では、台風21号の被害は免責になる可能性が高いという。